

新たなエネルギー基本計画のポイント

- 新たなエネルギー基本計画は、
 - ① 福島第一の事故後10年の歩み(ALPS処理水の海洋放出の方針決定等)、
 - ② 2050年カーボンニュートラル(CN)の実現に向けた対応、
 - ③ 2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指す新たな削減目標の実現に向けた対応を示す。
- エネルギー政策の要諦は、安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合のS+3E。
- 特に2050年CN、2030年度の新たな削減目標の実現に向けた対応のポイントは、
 - 2030年度の省エネ目標を2割深掘り。今後、省エネ法の改正も視野に、日本全体の省エネを加速。
 - 再エネは、主力電源として、S+3Eを大前提に、再エネ最優先の原則で導入拡大。
2030年度の電源構成においても、足下の導入割合から倍増する目標を設定。
(地域と共生する形での適地確保、アセスなど規制の合理化、コスト低減の加速など)
 - 水素やアンモニア発電については、2050年の本格導入に向けて社会実装を加速。新たに2030年度の電源構成の1%を賄う目標を新設。
 - 火力発電については、2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトに着実に取り組み、水素・アンモニア混焼といった脱炭素型火力に置き換え、火力比率はできる限り引き下げ。
 - 原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用。再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り依存度低減。(再稼働を推進、小型モジュール炉など国際連携による研究開発推進など)

2030年度におけるエネルギー需給の見通しのポイント

- 今回の見通しは、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。
- 今回の野心的な見通しに向けた施策の実施に当たっては、安定供給に支障が出ることのないよう、施策の強度、実施のタイミングなどは十分考慮する必要。（例えば、非化石電源が十分に導入される前の段階で、直ちに化石電源の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障が生じかねない。）

(2019年度 ⇒ 旧ミックス)

2030年度ミックス
(野心的な見通し)

省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	2030年度ミックス (野心的な見通し)	
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl	
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%※	
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%	
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%	
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%	
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%	
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%	
発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度		太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。	
			(再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%	

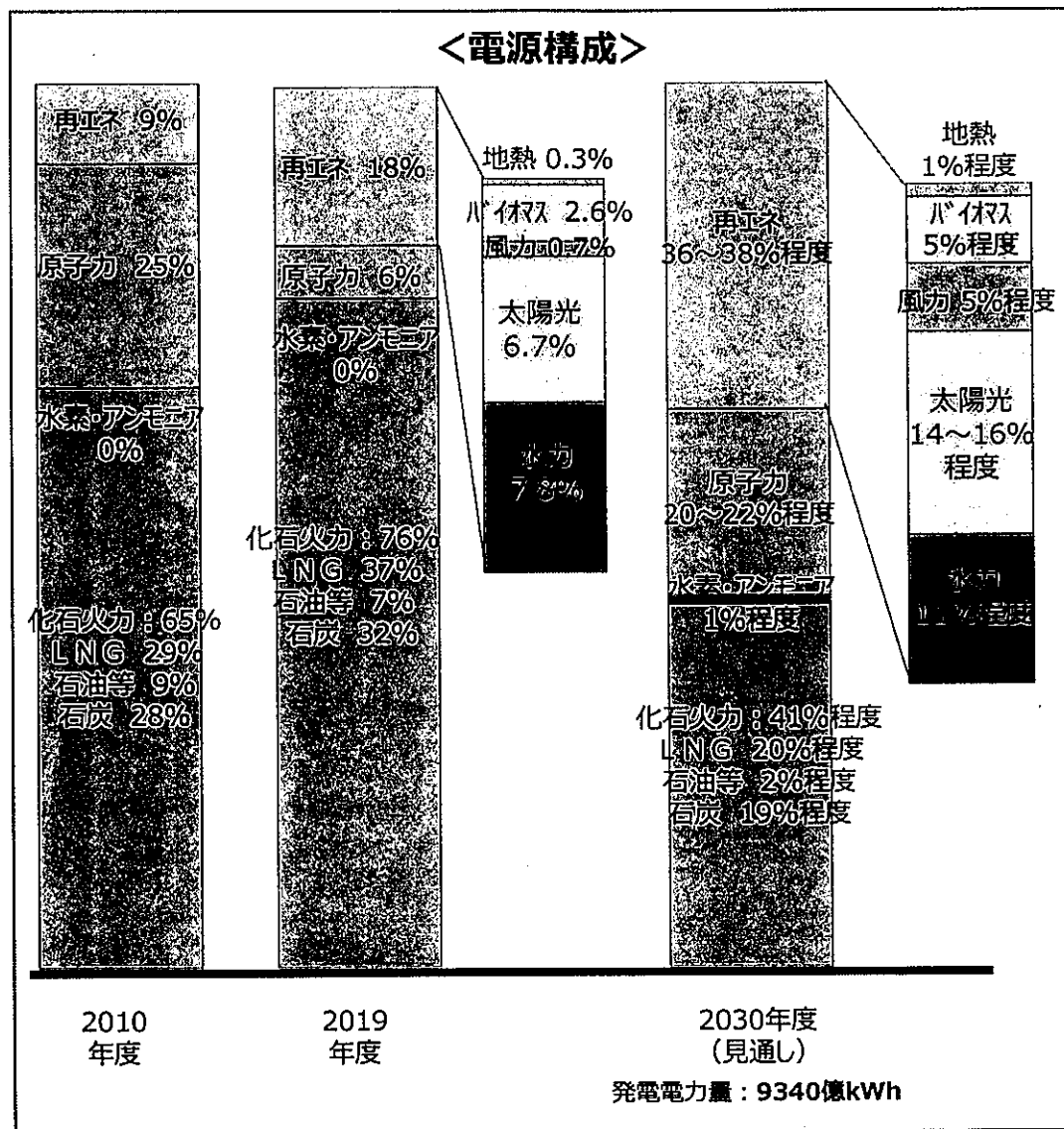
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)

温室効果ガス削減割合

(14% ⇒ 26%)

46%
更に50%の高みを目指す

「エネルギーミックス」実現への道のり



(kW)	導入水準 (21年3月)	FIT前導入 量 +FIT認定 量 (21年3月)	ミックス (2030年度)	ミックスに 対する 導入進捗率
太陽光	6,200万	8,100万	10,350~ 11,760万	約56%
風力	450万	1,190万	2,360万	約19%
地熱	61万	67万	148万	約41%
中小 水力	980万	1,000万	1,040万	約94%
バイオ マス	500万	1,030万	800万	約63%

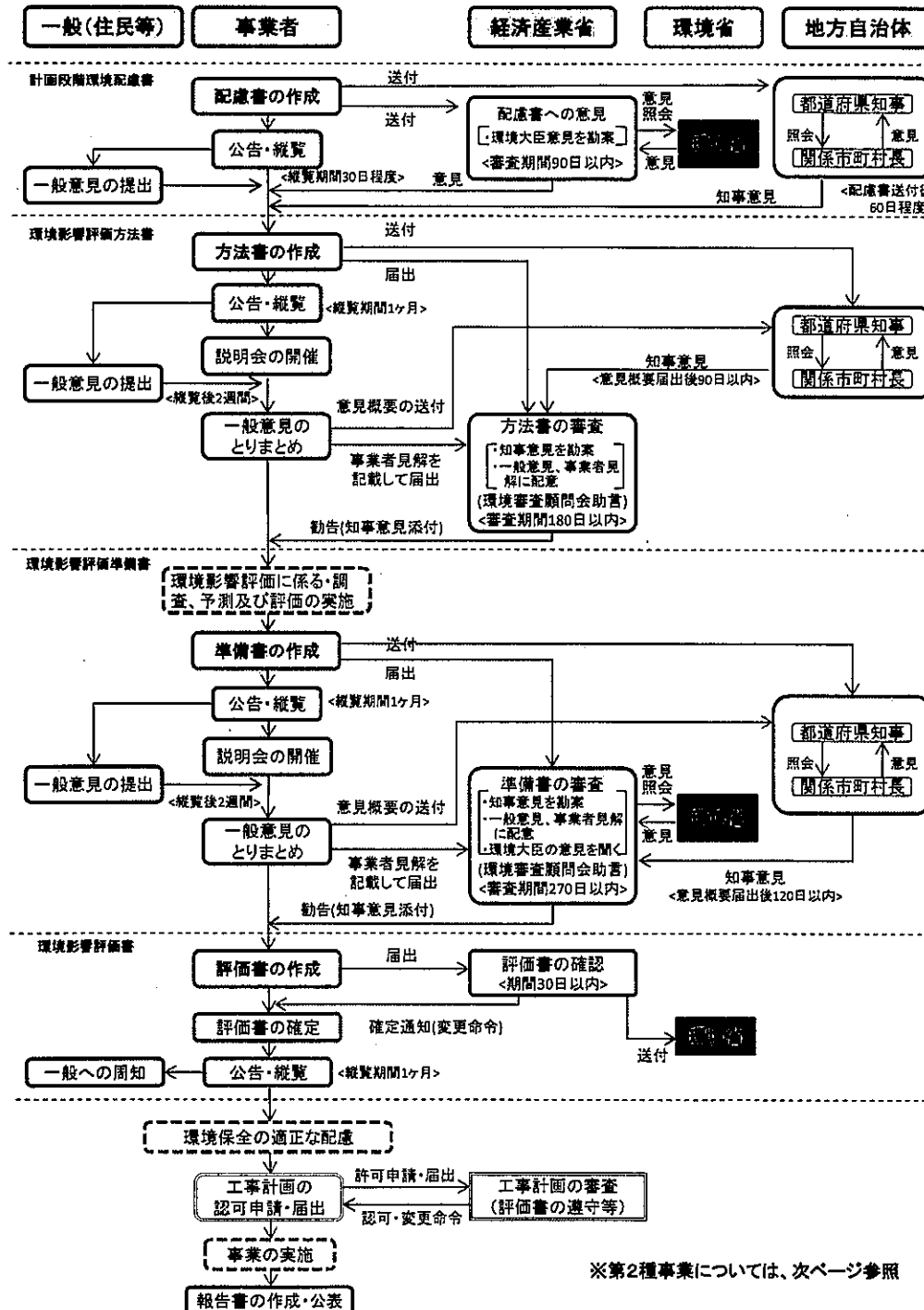
※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。

※改正FIT法による失効分（2021年3月時点で確認できているもの）を反映済。

※太陽光の「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

出典）総合エネルギー統計(2019年度確報値)等を基に資源エネルギー庁作成

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで		これから
家庭	容器包装	リサイクル	➡	リサイクル
	プラスチック製品	燃えるごみ等	➡	リサイクル
産業廃棄物		適正処理	➡	3R

＜市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ＞

同じ素材なのに
リサイクルできる/できないが異なり
わかりにくい



容器包装
(リサイクル)



プラスチック製品
(燃えるごみ等)

わかりやすい分別

プラスチック資源の回収



プラスチック資源
(リサイクル)

円滑・適確に事業者・自治体・消費者による取組が実施されるよう支援措置をR4年度予算要求に反映。国としても着実な制度運営に取り組む。

2030年までにサーキュラーエコノミー関連ビジネス市場規模 **80 兆円以上**を目指す。

①設計・製造段階

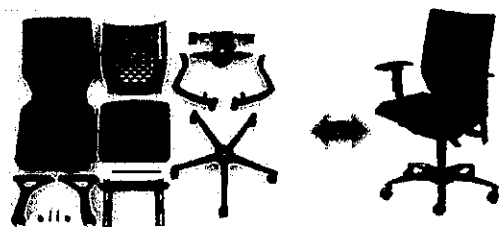
環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



代替素材：100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者の要件は年間提供量が5t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）。

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
クリーニング店		
●ハンガー	●衣類用カバー	

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。3

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の 政省令告示案について

プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3R**や再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替えを進め、**サーキュラーエコノミーへの移行**を加速。

**G20 大阪
ブルー オーシャン ビジョン**



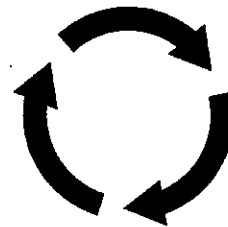
海の新たな汚染ゼロの
世界の実現

**2050年カーボン
ニュートラル**



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

**プラスチック
資源循環戦略**



マイルストーンの達成を目指す

- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増 等

パブリックコメントを経て、来年4月から法律の施行予定。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

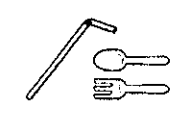
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付け替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。
	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

▼ 施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日

海洋プラスチックごみ対策について



令和3年11月
環境省海洋環境室

海洋ごみ問題について

海洋ごみ問題の現状

1. 海岸での漂着ごみ



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

2. 漂着物の例



ポリタンク



洗剤容器

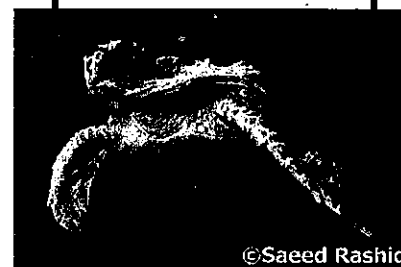
3. 想定される被害

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響

⇒近年、海洋中のマイクロプラスチック(※)
生態系に及ぼす影響が懸念されている。

※サイズが5 mm以下の微細なプラスチックごみ

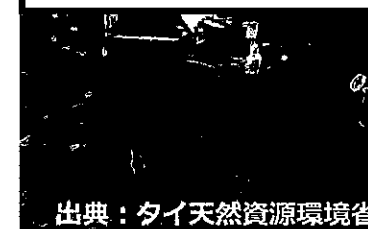
海洋生物への影響



マイクロビーズ

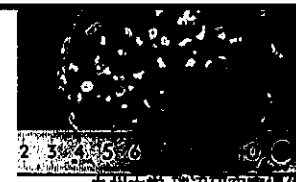


鯨の胃から発見された
大量のビニール袋



出典：タイ天然資源環境省

微細なプラスチック片



九州大学 機辺研究室提供

国別の海洋プラスチックごみ流出量（2010年）の推計値



1位	中国	132～353万トン / 年
2位	インドネシア	48～129万トン / 年
3位	フィリピン	28～75万トン / 年
4位	ベトナム	28～73万トン / 年
5位	スリランカ	24～64万トン / 年
6位	タイ	15～41万トン / 年
7位	エジプト	15～39万トン / 年
8位	マレーシア	14～37万トン / 年
9位	ナイジェリア	13～34万トン / 年
10位	バングラデッシュ	12～31万トン / 年
	...	
20位	アメリカ	4～11万トン / 年
	...	
30位	日本	2～6万トン / 年

合計 478～1275万トン / 年

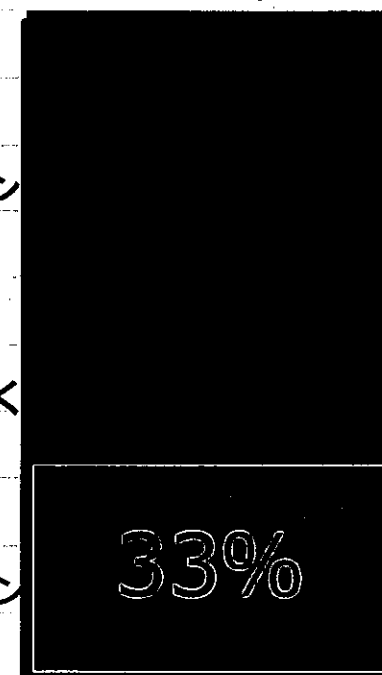
■ G7: 9～23万トン

2%

■ G20(G7以外)
219～586万トン

■ ASEAN
(インドネシア除く)
93～247万トン

■ その他
157～419万トン



中国
約28%
インド
ネシア
約10%

877万トン

※割合は流出量（推計）の中央値で計算（2010年）

（出典） Jambeckら：Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)

※年間約500万～1300万トン流出との推計

※中国及び東南アジアからの流出が多い。

※一研究者による人口、経済規模等のデータからの推計。温室効果ガスの場合とは異なり、**国際合意のある統計は、現状では存在せず**、科学的知見の収集が急務。

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算もある。

約11億トン

海洋中の魚の量
(約10億トン)

約2億トン

海洋へのプラスチック
流出の累積量

2020年

2030年

2040年

2050年

【Jambeck論文等での推計に用いられた仮定】

- プラスチックの生産量が、毎年5%増加すると仮定
- 生産量（2015年は3.22億トン）の約3%が海に流出と仮定

（出典）THE NEW PLASTICS ECONOMY(2016), PlasticsEurope(2015), J. R. Jambeck et al., Plastic waste inputs from land into the ocean (Science, 13 February 2015),

環境省による海洋ごみ調査

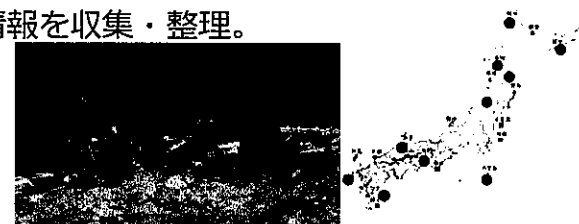


漂着ごみ調査

海岸をモニタリング調査し、漂着ごみの量や種類、組成、ペットボトルの言語表記等の情報を収集・整理。

(調査方法)

- 平成27年度から5年で全国23地点を調査。うち、年間10地点を選定し、調査を実施。
- 海峡を中心に、黒潮、対馬海流、親潮の影響を受ける場所を選定。
- 新規に設定する場合には最低2年以上実施。
- 清掃頻度の少ない海岸において、50mの調査範囲内にある2.5cm以上の漂着ごみを全て回収、分類。



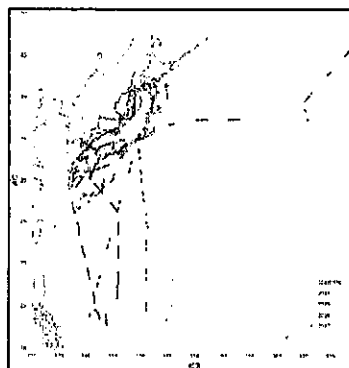
：平成29年度調査箇所

漂流ごみ調査（目視調査）

沿岸海域及び沖合海域において、船上から海面上のごみを目視で確認し、海域別のごみの密度及び現存量を推定

(調査方法)

- 沿岸調査は、これまで調査未実施の海域を選定（今後は既実施海域を含めた定点観測を実施予定）
- 沖合調査は、フィリピン東方海域や東経180度付近まで調査
- 目視でごみの量（個数）、種類、サイズ等を観測



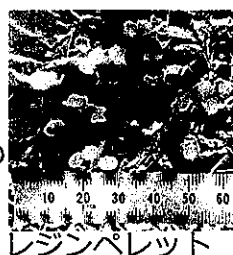
マイクロプラスチック調査

マイクロプラスチックについて、

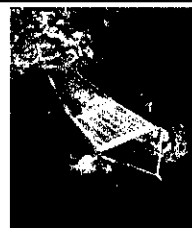
- ・日本周辺海域等における分布状況
- ・マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量を把握するための調査を実施

(調査方法)

- 漂流ごみ調査（沿岸及び沖合）において、プランクトンネットによる採集、及び漂着ごみ調査における採集を実施
- 赤外線を利用した材質判定及び顕微鏡による個数の計測等を実施



レジシペレット



ネットによる採取



顕微鏡による計測

海底ごみ調査

沿岸海域及び沖合海域において、底びき網により、海底ごみを採取・分類し、海域別のごみの密度を推定

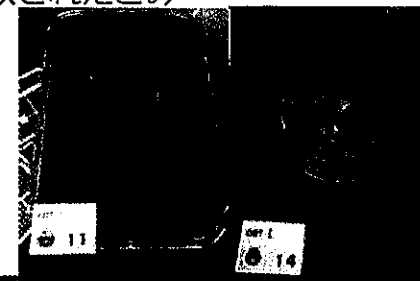
(調査地点選定方法)

- 沿岸調査は、平成29年度は内浦湾（噴火湾）及び鹿児島湾において調査を実施。底びき網漁で作業中に回収されたごみを分類。
- 沖合調査は、東シナ海、大洗沖、苫小牧沖で調査を実施。底びき網を用いて回収されたごみを分類。



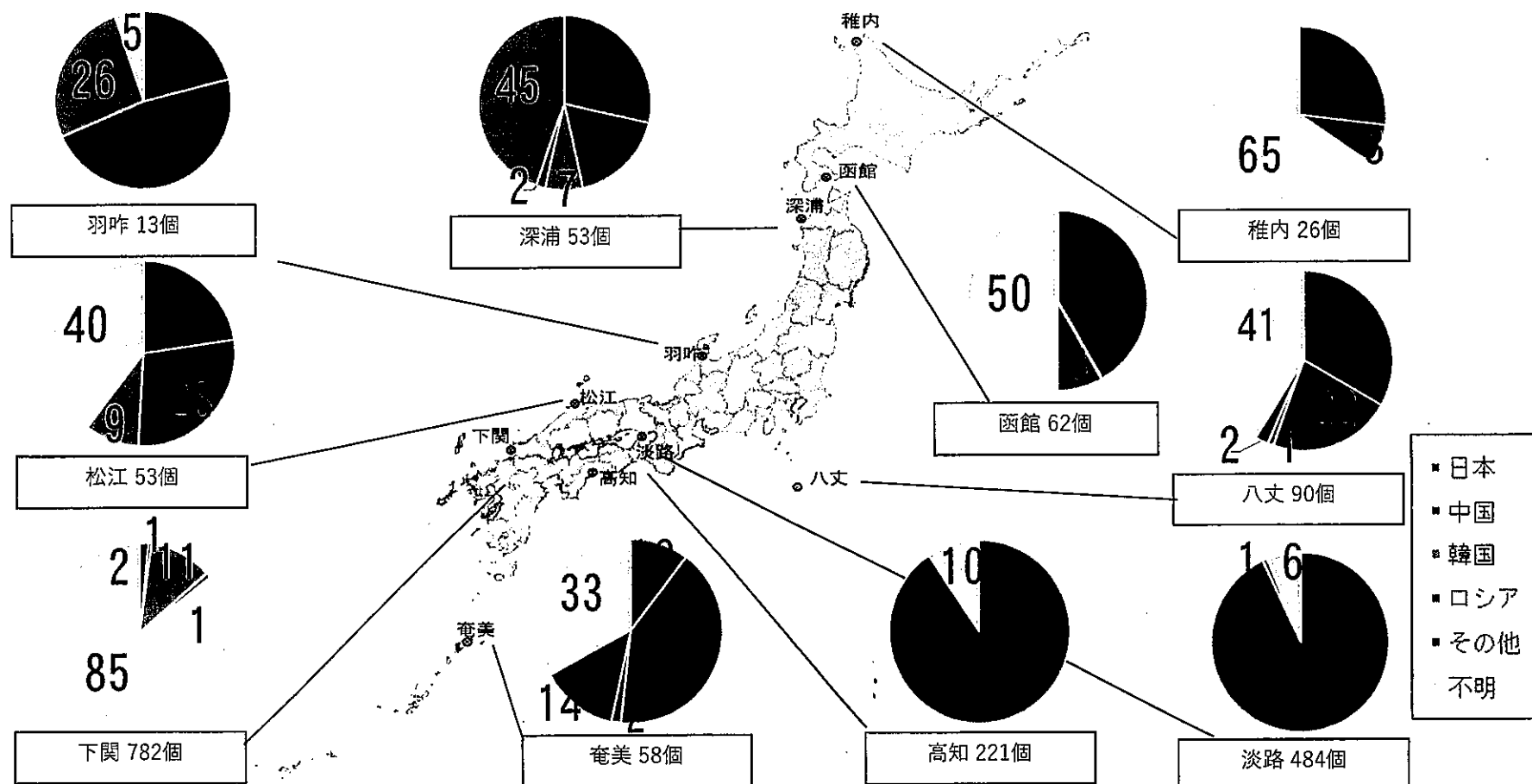
底びき網

採取



漂着ごみのモニタリング調査(ペットボトルの言語表記)(令和元年度)

- 令和元年度に漂着ごみのモニタリング調査を実施した全国10地点で、回収された漂着ペットボトルを言語表記別に分類。
- 言語が不明なものを除くと、羽咋、松江、下関及び奄美では外国語表記の割合が6割以上を占めた。
- 日本語表記が5割以上を占める結果となったのは淡路、高知であった。



国際的取組と 国内対策について

G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと実施枠組



流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが重要。

→G20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、
「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（2021年5月現在、**87の国と地域**が共有）

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下の**自主的取組を実施し、効果的な対策と成果を共有・更新**することを通じた**相互学習を行う**
 - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、
 - ③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

海洋プラスチックごみ国内対策

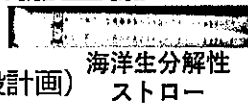
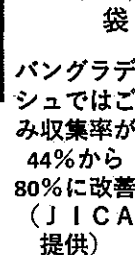
- 2019年5月、我が国は、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定、海岸漂着物対策推進基本方針の変更、「プラスチック資源循環戦略」の決定を行った。
- これらの実施を通じ、包括的なライフサイクルアプローチにより、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現を目指す。



海洋プラスチックごみ対策アクションプラン概要



- G20議長国として、世界全体で連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか。経済活動を制約するのではなく、**廃棄物処理制度による回収・流出防止、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援等。**

対策分野	主な対策・取組
①廃棄物回収・適正処理	➢アジア諸国の廃棄物禁輸措置に対応し、国内の廃プラスチック処理・リサイクル施設の整備を支援  倉庫に保管された使用済み養殖用フロート
②ポイ捨て、流出防止	➢清涼飲料団体による専用リサイクルボックスの設置 ➢漁具の流出防止のため、漁業者による適正管理を要請  散乱ごみの回収活動（全国川ごみネットワーク提供）
③陸域でのごみ回収	➢「海ごみゼロウィーク」（5/30～6/8前後）を2019年から開始し、全国一斉清掃アクションを展開 （日本財団と連携。2021年までの3年間で240万人の参加を目指す。）  海岸での回収活動
④流出ごみの回収	➢自治体による海岸漂着物等の回収・処理を支援 ➢漁業者等が取り組む海洋ごみの回収・処理を支援 （漁業者が操業時等に回収した海洋ごみを、補助金を活用して市町村の施設などで処理）  漁業者による回収活動
⑤イノベーション	➢ロードマップに基づく技術開発、代替素材の生産設備整備・技術実証を支援 （例：カネカ社が2025年までに海洋生分解性プラスチックの生産能力を100倍に増設計画）  海洋生分解性ストロー  生分解性プラスチック製の袋
⑥国際貢献・実態把握	➢ASEANのナレッジセンター設立など廃棄物管理に関する能力構築を支援 ➢モニタリング手法の国際調和の推進、漂着物・浮遊プラスチック類の調査等  ミャンマーにおける日本の支援による廃棄物発電施設  バングラデシュではごみ収集率が44%から80%に改善（JICA提供）

我が国のベストプラクティス(経験知見・技術)を国際的に展開しつつ「新たな汚染を生み出さない世界」を目指す

プラスチック資源循環戦略



重点戦略

基本原則：

「3R+

Renewable」

リデュース等

リサイクル

再生材 バイオプラ

海洋プラ対策

国際展開

基盤整備

マイルストーン

＜リデュース＞

- ① 2030年までにワンウェイプラを累積25%排出抑制

＜リユース・リサイクル＞

- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞

- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆ 国民各界各層と連携協働して実現を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

補助金について

海岸漂着物処理推進法（平成21年制定、30年改正）



目的・理念

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図る。

○総合的な海岸環境の保全再生 ○責任の明確化と円滑な処理 ○3 R等による漂着物等の発生抑制 ○海洋環境の保全（マイクロプラスチック対策含む） ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画（海岸漂着物対策推進協議会）

海岸漂着物等の円滑な処理

（1）処理の責任等

- ①海岸管理者：海岸漂着物等（漂流ごみ・海底ごみを除く）の処理のため必要な措置を講じる
- ②その他の海岸の占有者等：その土地の清潔の保持に努める
- ③市町村：必要に応じ、海岸管理者等に協力する。等

（2）地域外からの海岸漂着物への対応

- ①都道府県は、漂着物の多くが明らかに他県から流出したものである時は、他県に対し、処理等の協力を求めることができる。
- ②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③外務大臣は、国外からの漂着物により地域の環境保全上支障が生じているときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

（3）漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の処理の推進を図るよう努めなければならない。



海岸漂着物等の発生抑制

国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因の定期的な調査、 ② 市街地、河川、海岸等での不法投棄防止に必要な措置 ③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導 に努める。

- ①事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。
- ②政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策を速やかに検討し、必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

- ① 政府は、漂着物対策推進に必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、離島等において 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

環境省 海岸漂着物等地域対策推進事業



海洋ごみの及ぼす
様々な影響

船舶航行

海洋環境

沿岸居住環境

観光・漁業



長崎県
対馬市

国内外問わず様々な地域からご
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの努力
では解決困難

海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立（平成21年7月）
第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

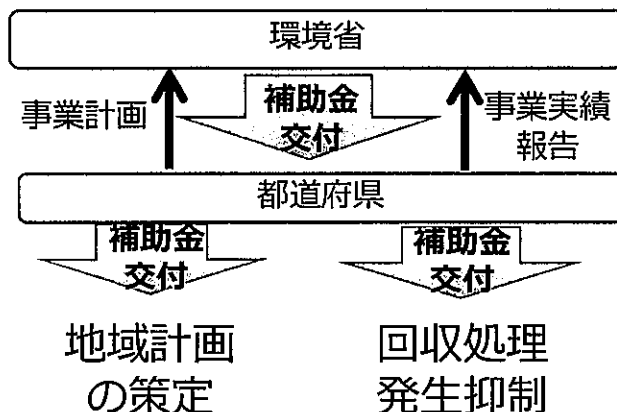
海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、補助金で支援。

補助率：7～9/10）平成21年度～

地方負担に対する特別交付税措置 80%

×北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理の場合、補助率：8.5～9.5/10で地方負担に対する特別交付税措置100%

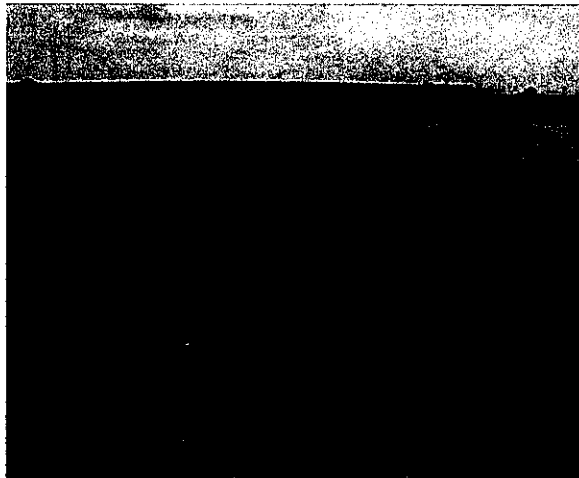


重機やボランティアによるごみの回収処理活動

(before)



(after)



海岸漂着物地域対策推進事業の補助率



	海岸漂着物等	確認漂着木造船等
原則的な補助率	7/10	8.5/10
・ 過疎地域（過疎地域自立促進特措法第2条第1号） ・ 半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項） ・ 有明海及び八代海の指定地域（有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第2条第6項）	8/10	9/10
・ 離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項） ・ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特措法第4条第1項） ・ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法第1条） ・ 沖縄県の区域（沖縄振興特別措置法）	9/10	9.5/10

※「確認漂着木造船等」とは、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認したものを指す。

【地方負担分の交付税措置について】

地方負担分の8割を特別交付税により措置している（確認漂着木造船等の回収・処理の場合は、8割ではなく10割）。

普及啓発の推進

プラスチックと賢く付き合う「プラスチックスマート」



不必要なワンウェイプラの抑制や代替品の開発利用などに自ら取り組み、SNSなどを通じて拡散。また、対話・交流を促進。消費者・自治体・N G O ・企業の約2,400件の取組を登録。

●プラスマ特設サイト

「#プラスチックスマート」で
取組のアイデアをシェアして下さい! Check!!



<http://plastics-smart.env.go.jp/>

●SNS発信 (#プラスチックスマート)



対話・交流を活性化

地方公共団体

N G O ・
N P O

研究機関等

企業・
業界団体

環境省

日本財団との共同事業

●海ごみゼロウィーク

- ・全国一斉清掃アクション
- 【春】5月30日～6月8日
- 【秋】9月18日～9月26日



<https://uminohi.jp/umigomi/zeroweek/>

●海ごみゼロアワード

- ・優れた海ごみ対策を募集
- ・募集期間
3月22日～5月20日

http://uminohi.jp/umigomizero_award2021/

目的

- ・ 海洋ごみ問題の解決には、我が国そして国際社会において対策を積極的に行うことが不可欠。
- ・ 海洋ごみ対策に関して、全国から優れた取組を募集・選定、表彰し、深刻化する海洋ごみ問題の解決に向けた日本のモデルとなるような取組を世界に発信していく。

募集内容

海洋ごみ対策となる

- アクション（活動）
- イノベーション（技術開発）
- プロダクト、製品
- 政策
- 調査・研究
- アイデア

など、幅広い取組を募集 ※自薦他薦問わず

応募

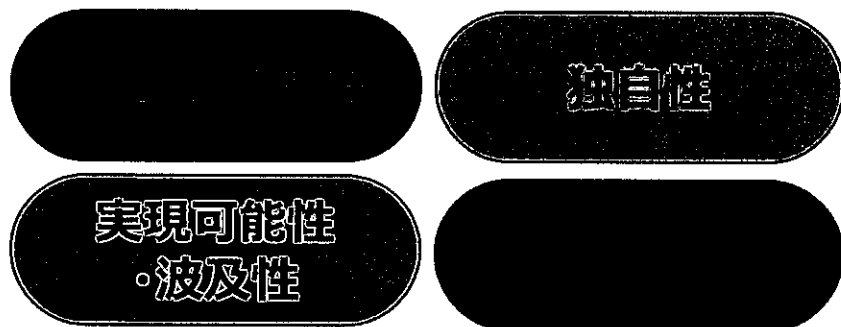
募集期間

令和3年3月22日～5月20日

結果発表

令和3年10月6日

審査方針



※別途審査委員会と協議の上、審査基準を策定

表彰

日時：10月6日（水）13時30分～

最優秀賞（1者）	奨励金 100万円
環境大臣賞（4者）	奨励金 25万円
日本財団賞（4者）	奨励金 25万円
AEPW賞（4者）	奨励金 25万円
審査員特別賞（1者）	奨励金 20万円

海ごみゼロアワード2021の結果について



全国から優れた海洋ごみ対策の取組を募集し、優良事例を表彰。2021年10月6日に表彰式を行い、受賞者を発表、海洋ごみ問題の解決に向けた日本のモデルとして国内外に発信。

・取組応募総数276件

【賞】 奨励金	活動名	団体名	特筆点
【最優秀賞】 100万円	Blue Earth Project	Blue Earth High School (兵庫県)	・女子高生が運営するエコ啓発プロジェクト ・15年間で全国・海外併せて19カ所にて1000人以上の女子高生が参加 ・飲食店で海洋ごみ削減を伝えるキャンペーンや、エコ啓発イベントを企画・実施
【環境大臣賞】 25万円	ORINASU -スクラップでビルド-	株式会社ACALI (福岡県)	・1995年に開始した自然体験教室の卒業生と、子どもたちに自然教育を行う学校を運営 ・生徒の中にはプラごみ除去装置を考案し、特許を取得した学生もあり
【環境大臣賞】 25万円	植物原料100%からつくられた生分解性 使い捨て食品容器	株式会社折兼 (愛知県)	・本来廃棄されるバガス（サトウキビの搾りかす）から容器を作成 ・プラスチック使用量を削減するとともに、二酸化炭素の排出量削減にも貢献
【環境大臣賞】 25万円	生物多様性の保全を目指して「使い捨て プラスチック製品の廃止」	株式会社どうぶつ王国 (兵庫県)	・動物園内の使い捨てプラスチック製品を、紙製品や洗って再利用できる金属製品に切り替え ・売上げの一部を“野生動物の故郷を守る活動”に寄付するなどの仕組みを確立
【環境大臣賞】 25万円	瀬戸内海の海洋ごみ問題解決に向けて の「自分事化」プロジェクト	山陽学園中学校・高等学校 地歴部 (岡山県)	・中学、高校生の地歴部が実施 ・商業施設で海洋ごみ削減を啓発する展示会を実施 ・用水路のごみの現状を調査し、海へのごみのルートをマップ化
【日本財団賞】 25万円	プラごみ除去装置を生んだ3世代26年に 渡る海洋環境教育	認定NPO法人オーシャン ファミリー(他2者連名) (神奈川県)	・1995年に開始した自然体験教室の卒業生と、子どもたちに自然教育を行う学校を運営 ・生徒の中にはプラごみ除去装置を考案し、特許を取得した学生もあり
【日本財団賞】 25万円	護海袋（ごみぶくろ）プロジェクト	洲本市 (兵庫県)	・レジ袋兼ごみ袋の機能を持つごみ袋を広めるプロジェクト ・市内のスーパー等からレジ袋として商品を持ち帰った後は、市の指定ごみ袋と同様にゴミ出しに使用可能

海ごみゼロアワード2021の結果について



【賞】 奨励金	活動名	団体名	特筆点
【日本財団賞】 25万円	長浜ゴミ0プロジェクト カワイイのぼり旗でゴミを無くそう	愛媛県立長浜高等学校 チーム530（愛媛県）	- 長浜港に海洋ごみ削減啓発ののぼり旗を設置するプロジェクト 1週間おきにゴミの量を分析し、のぼり旗がもたらす市民の行動変容を検証
【日本財団賞】 25万円	海をキレイにするビーチグラスの地域通貨	ビーチマネー（静岡県）	- 海でゴミを拾う際にビーチグラス(元々はガラスの欠片)も集めてもらい、それらを地域通貨として使える仕組みを14年間継続 - ビーチマネーとして使える加盟店は、日本全国、台湾、ハワイに約200店舗。集まったビーチマネーは、お店のスタッフが他の加盟店で使い、お金のように循環
【AEPW賞】 25万円	アップサイクルチャレンジ!! 海ごみは旅人	アノミアーナ（福井県）	海ごみゼロアワード2020受賞団体と新たに連携し、若狭湾の海洋ごみから3種類のアップサイクル品を生み出す仕組みを確立
【AEPW賞】 25万円	船でしか行けない浜辺の漂着ゴミとマイクロプラスチックも拾う	一般財団法人E.Cオーシャンズ（愛媛県）	- 新聞社、テレビ局、行政、住民と連携した漂着ごみ拾い活動を30年以上実施 - 無人島での漂着ごみ拾いを開始し、漂着ごみ調査（瀬戸内海全域）も実施中
【AEPW賞】 25万円	おむ君のながい旅～海洋ごみのリサイクルで地域を啓発～	兵庫県立豊岡総合高等学校 インターアクトクラブ（兵庫県）	- 高校生が回収したプラスチックをプリンターにリサイクルする活動 - 公共施設やイベントへの寄贈と海洋ごみ問題の啓発運動
【AEPW賞】 25万円	容器ごみ削減につながるシェアリング容器サービス「Re&Go」	NISSHA株式会社（京都府）	- 繰り返し使用できるテイクアウト容器のシェアリングサービスを確立 - LINEを使用し、街中で簡単にリユース容器を使える仕組みを実現することで、利用者の選択肢を拡大
審査員特別賞 20万円	散乱ごみ抑制と資源循環を促す飲料容器回収箱 ～進撃の回収BOX～	CHANGE FOR THE BLUE in大分実行委員会（大分県）	- 作者が大分県出身の人気漫画・アニメ「進撃の巨人」とコラボした空容器回収ボックスを制作 - 回収ボックスへの、ポイ捨てや一般ごみ投棄の防止を目指した



Plastics
Smart

環境省

環境再生・資源循環局

総務課 リサイクル推進室



室長補佐 江藤 文香

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03-3581-3351 (内線 6823)

03-5501-3153

F a x 03-3593-8262

Eメール FUMIKA_ETO@env.go.jp



経済産業省

資源エネルギー庁

総務課 戦略企画室

室長補佐 (総括)

大田 悠平

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-2096 Fax 03-3580-8426

e-mail ota-yuhei@meti.go.jp



経済産業省

商務情報政策局

産業保安グループ 電力安全課

課長補佐 (環境審査担当)

沼田 博男

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1742 Fax 03-3580-8486

携帯 03-3501-1512(18-21815)

e-mail numata-hiroo@meti.go.jp

URL <http://www.meti.go.jp>



経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

風力政策室 課長補佐 (総括)

菊池 沙織

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-6623 Fax 03-3501-1365

kikuchi-saori@meti.go.jp

<https://www.meti.go.jp>



経済産業省

商務情報政策局

産業保安グループ 電力安全課

環境審査係

工藤 佳樹

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1742 Fax 03-3580-8486

携帯 03-3501-1512 (18-29036)

e-mail kudo-yoshiki@meti.go.jp

URL furyoku-assessment@meti.go.jp

